

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年11月26日

発注者

国立大学法人琉球大学長 西田 睦

1. 業務概要

- (1) 業務名称 琉球大学（上原）建築設備総合保全業務
- (2) 業務期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務場所 沖縄県中頭郡西原町字上原207番地（琉球大学上原団地構内）

2. 競争参加条件

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下「実施規程」という。）第14条第1項及び第2項の各号に該当しない者であること。
- (2) 実施規程第13条第1項に定める資格を有し、令和2年度九州・沖縄地域で「役務の提供等」の「A、B又はC」等級に格付けされている者であること（令和2年度に有効な一般競争参加資格「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し）。
- (3) 平成22年度以降に、300床以上の病院施設において、次に掲げる全ての建築設備の運転・監視業務を、元請けとして、1年以上継続的に履行した実績を有すること（仕様書、契約書等、業務完了届の写しを提出）。
 - ・受変電設備（受電電圧6.6kV以上）
 - ・蒸気ボイラー設備
 - ・中央方式空調熱源機器
- (4) 配置予定の業務責任者は、次に掲げる基準を満たす業務責任者を配置すること。但し、業務責任者は本学上原団地における電気主任技術者を兼務することはできないものとする。
 - ① 300床以上の病院施設において、次に掲げる全ての建築設備の運転・監視業務に関し、3年以上の実務経験を有する者であること（実務経験証明書を提出）。
 - ・受変電設備（受電電圧6.6kV以上）
 - ・蒸気ボイラー設備
 - ・中央方式空調熱源機器
 - ② 次に掲げる資格のうち、いずれか1つ以上を有する者であること。
第三種電気主任技術者以上、二級ボイラー技士以上、第三種冷凍機械責任者以上、建築物環境衛生管理技術者、エネルギー管理士（資格者証等の写しを提出）。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があること（健康保険被保険者証の写しを提出）。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省（「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」（平成18年12月20日付け18文科会第598号大臣官房会計課長通知に基づく）又は琉球大学長から取引停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）
- (8) 沖縄県内に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
琉球大学 施設運営部 施設企画課 施設総務係
電話 098-895-8177
FAX 098-895-8077

(2) 入札説明書・仕様書等の交付期間、場所及び方法

令和2年11月26日から令和2年12月7日まで
上記3(1)に同じ。

入札説明書等の交付に当たっては、無料とする。入札説明書等の電子データは、国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ (<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>) の調達関連情報よりダウンロードできる。

(3) 参加表明の期限及び場所

令和2年12月7日 午後5時00分まで。

上記3(1)の場所に、上記2(2)～(4)が証明できる書類の写しを持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和2年12月23日午前12時00分までに、入札金額に対応した内訳書と一緒に上記3(1)に持参すること（郵送による提出は認めない。）。

開札は、令和2年12月25日午後2時00分。琉球大学本部管理棟2階第一研修室にて行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。
- ② 契約保証金 納付。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

国立大学法人琉球大学会計実施規程第20条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書の要否

要。

(6) その他

郵便、電信等による入札は認めない。詳細は入札説明書、仕様書等による。

入 札 説 明 書

琉球大学（上原）建築設備総合保全業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和2年11月26日

2 発注者 国立大学法人琉球大学長 西 田 睦

3 業務概要等

- (1) 業 務 名 琉球大学（上原）建築設備総合保全業務
- (2) 業務期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務場所 沖縄県中頭郡西原町字上原207番地（琉球大学上原団地構内）
- (4) 業務概要 上原団地における各設備等の定期点検等及び運転・監視並びに日常点検・保守業務。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下「実施規程」という。）第14条第1項及び第2項の各号に該当しない者であること。
- (2) 実施規程第13条第1項に定める資格を有し、令和2年度九州・沖縄地域で「役務の提供等」の「A、B又はC」等級に格付けされている者であること（令和2年度に有効な一般競争参加資格「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し）。
- (3) 平成22年度以降に、300床以上の病院施設において、次に掲げる全ての建築設備の運転・監視業務を、元請けとして、1年以上継続的に履行した実績を有すること（仕様書、契約書等、業務完了届の写しを提出）。
 - ・受変電設備（受電電圧6.6kV以上）
 - ・蒸気ボイラー設備
 - ・中央方式空調熱源機器
- (4) 配置予定の業務責任者は、次に掲げる基準を満たす業務責任者を配置すること。但し、業務責任者は本学上原団地における電気主任技術者を兼務することはできないものとする。
 - ① 300床以上の病院施設において、次に掲げる全ての建築設備の運転・監視業務に関し、3年以上の実務経験を有する者であること（実務経験証明書を提出）。
 - ・受変電設備（受電電圧6.6kV以上）
 - ・蒸気ボイラー設備
 - ・中央方式空調熱源機器
 - ② 次に掲げる資格のうち、いずれか1つ以上を有する者であること。
第三種電気主任技術者以上、二級ボイラー技士以上、第三種冷凍機械保安責任者以上、建築物環境衛生管理技術者、エネルギー管理士、（資格者証等の写しを提出）。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があること（健康保険被保険者証の写しを提出）。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省（「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」（平成18年12月20日付け18文科会第598号大臣官房会計課長通知に基づく）又は琉球大学長から取引停止を受けていないこと）。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続

開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (8) 沖縄県内に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること。

5 担当部局

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学 施設運営部 施設企画課 施設総務係

電話 098-895-8177

FAX 098-895-8077

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、資料を提出し、国立大学法人琉球大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)～(8)に掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間： 令和2年11月26日から令和2年12月7日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後5時まで。

② 提出先： 上記5に同じ。

③ 提出資料： 4(2)、(3)及び(4)が証明できる書類の写しを、提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る）又は託送する（提出期間内必着）ことにより行うものとする。

- (2) 競争参加資格の確認は、資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年12月15日までに通知する。

(3) その他

① 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 国立大学法人琉球大学長（担当者を含む）は、提出された資料を、競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人琉球大学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限： 令和2年12月22日 午後5時
 - ② 提出先： 上記5に同じ。
 - ③ 提出方法： 書面により、琉球大学長に対して説明を求めることができる。
- (2) 国立大学法人琉球大学長は、説明を求められたときは、令和3年1月5日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問応答は、次により行う。
 - ① 提出期間： 令和2年11月26日から令和2年12月15日まで。持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の午前10時から午後5時まで。
 - ② 提出先： 上記5に同じ。
 - ③ 提出方法： ~~質問の有無に関わらず、FAX又は持参し提出すること。~~また、質問がある場合は、FAXで送信済みの本紙を郵送又は入札時に持参し提出するものとする。
- (2) (1)の質問に対する回答書は上記5の掲示板及び国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ (<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>) の調達関連情報にて閲覧に供する。
 - ① 期間： 令和2年12月18日から令和2年12月23日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の午前10時から午後5時まで。

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札期間： 令和2年12月19日の午前10時から令和2年12月23日の午前12時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）
- (2) 入札場所： 上記6に同じ。
- (3) 開札日時： 令和2年12月25日 午後2時00分
- (4) 開札場所： 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
琉球大学本部管理棟2階第一研修室
- (5) その他： 競争入札の執行に当たっては、国立大学法人琉球大学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数 制限無し。

(3) 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、直ちに再度の入札を行うことができないときは、国立大学法人琉球大学長が指定する日時において再度の入札を行う。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。

12 内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること（別紙参考数量参照）。
- (3) 入札参加者は押印及び記名を行った内訳書を提出しなければならないが、国立大学法人琉球大学長（補助者を含む。）が提出された内訳書について説明を求めることがある。
入札後、落札業者が不良・不的確な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該業務において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- (4) 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

開札は、9に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人及び入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊仕様書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、国立大学法人琉球大学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

国立大学法人琉球大学会計実施規程第20条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

16 契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。国立大学法人琉球大学長が契約の相手

方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

17 支払条件

請負代金の支払いは、別紙契約書（案）による。

18 再苦情申立て

- (1) 国立大学法人琉球大学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により国立大学法人琉球大学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申し立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

19 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

20 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。競争加入者心得等は国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ（<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>）にて閲覧するものとする。ホームページが閲覧出来ない場合は、上記5にて受領すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (5) 琉球大学における会計関連規程等は、琉球大学公式ホームページ調達情報告知（http://www.u-ryukyu.ac.jp/univ_info/general/supply_info/）より閲覧すること。

別記様式1

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和2年11月26日付けで公告のありました 琉球大学（上原）建築設備総合保全業務 に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(1)に定める資料の写し

入 札 書

業 務 件 名 琉球大学（上原）建築設備総合保全業務

入 札 金 額 金 円

琉球大学会計実施規程等を熟知し、仕様書等に従って、上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

競争加入者

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

代理人の場合

氏 名

印

令和 年 月 日

委 任 状

国立大学法人琉球大学長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

私は、〇〇〇〇〇 を △△△△ (会社名) の代表者 ×××× の代理人と定め、琉球大学において行われる「琉球大学(上原) 建築設備総合保全業務」の一般競争入札に関して下記の権限を委任します。

記

「琉球大学(上原) 建築設備総合保全業務」の入札並びに見積に関する一切の権限

代 理 人 使 用 印	
----------------	--

業 務 等 委 託 契 約 書

収 印
入 紙

- 1 委託業務の名称 琉球大学（上原）建築設備総合保全業務
- 2 履 行 期 間 令和3年4月1日から
令和7年3月31日まで
- 3 業 務 委 託 料 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 4 契 約 保 証 金 納 付
- 5 調 停 人 な し

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学 長 西 田 睦

受注者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、入札説明書及び入札説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

- 第3条 契約保証金は、業務委託料の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。ただし、履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 2 受注者が前項により納付した契約保証金は、受注者が契約上の義務を履行しない場合、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条の2 受注者は、成果物（第33条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1

項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（施設管理担当者）

- 第7条 発注者は、施設管理担当者を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。施設管理担当者を変更したときも、同様とする。
- 2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて施設管理担当者に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の施設管理担当者を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの施設管理担当者の有する権限の内容を、施設管理担当者にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく施設管理担当者の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、施設管理担当者を経由して行うものとする。この場合においては、施設管理担当者に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

- 第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

- 第9条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

- 第10条 受注者が調査のため第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

- 第11条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第5条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

- 第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めると

ころによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(庁舎等の使用)

- 第13条の2 受注者は、発注者との貸借契約に基づき、庁舎の一部及び物品（以下「庁舎等」という。）を無償で使用することができる。
- 2 前項の使用に際し、受注者が負担する光熱費等については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
 - 3 受注者は、発注者から貸与された庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 受注者は、故意又は重大な過失により庁舎等を滅失又はき損したときは、発注者の指定する期間内に代品を納め又は原状に復し若しくは、その損害を賠償しなければならない。なお、この場合の賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(物品等の調達)

- 第13条の3 受注者は、第13条に規定する貸与品等を除き、自己の負担と責任において、業務の履行に必要な物品等を確保しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、自己の負担と責任において確保することができない場合は、発注者との貸借契約に基づき借り受けることができる。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

- 第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、施設管理担当者がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、入札説明書及び入札説明書に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければ

ならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第18条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第18条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第19条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第20条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

- 第22条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

- 第24条 発注者は、第6条、第14条から第18条まで、第21条又は第22条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査)

- 第25条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を業務完了通知書により発注者に通知しなければならない。業務完了通知書は琉球大学施設運営部環境整備課に提出するものとする。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

- 第26条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。
- 2 業務委託料は、1ヵ月毎に支払うものとする。
 - 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、設計図書に定めるところにより、業務委託料を支払うものとする。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではない。
 - 4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

- 第27条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第26条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(瑕疵担保)

- 第28条 発注者は、業務に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第27条規定による検査を受けた日から1年以内に行わなければならない。
 - 3 発注者は、業務に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 4 第1項の規定は、瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第29条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から業務の履行部分に相応する業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第28条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第29条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以

下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三 業務責任者を配置しなかったとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五 第32条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第31条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第32条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第16条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第33条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第34条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第30条によるときは発注者が定め、第31条又は第32条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第35条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第36条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第37条 この契約について、発注者、受注者間に紛争が生じたときは、琉球大学所在地を所轄区域とする那覇地方裁判所に調停を依頼するものとする。

(契約外の事項)

第38条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。